

意見要旨	市の説明
<p>浦添総合病院への国有地払い下げについて市の関り（誘致）について また、地域の合意形成について</p>	<p>誘致という捉え方はしていません。 医師会や自治会等からの浦添総合病院について前田公務員宿舎跡地への誘致の要請を受けたこと、浦添総合病院は県から公益性の高い「災害拠点病院」へ指定されたことなどがございました。 そのような状況の中、平成 28 年 6 月に国から国有地取得要望に関する意見照会を受け、同月市は「医療体制の確保」「災害に強いまちづくり」の実現として浦添総合病院の移転について「強く望む」と回答しております。</p>
<p>前田公務員宿舎跡地を公園として整備することについて、平成 27 年（2015 年）6 月に市に提言しているが、公園整備について市としての見解は</p>	<p>当該地付近には、小規模ながら街区公園が 2 カ所整備されており、今後につきましても、前田公園や経塚公園といった当該地区住民が利用できる公園整備が計画されていることから、積極的に公園として整備する計画を持っておりませんでした。 また、現在市の管理する公園の維持管理費で多額の予算が執行されていることに加え、新たな公園整備費やその管理費を勘案すると、財政上、前田公務員宿舎跡地すべてを新たな公園として整備することは非常に困難であると考えております。</p>
<p>新築される浦添総合病院は、浦添市役所より大きいことが確認できる。前田公務員宿舎跡地は標高も高いため、ワカリジーより高く、規模が大きい建築物が建設されることは、景観を壊さないか心配である。</p>	<p>浦添総合病院新築移転計画につきましては、令和 2 年 6 月に市は内容を確認しました。 本市域内の標高の高い場所での大規模な建築物計画であり、本市の今後の景観形成に与える影響が大きいと判断したことから、本市が独自に設置している景観まちづくり審議会（第三者機関）の判断を仰ぎつつ、高さを低く（浦添グスクより低く）するよう規制・誘導を行ったところです。 しかしながら、景観まちづくり計画の「行為ごとの景観形成基準（建築物及び工作物）」では、 ①周辺景観との調和が最も優先であり定性的な高さ制限をしていること、 ②景観法では財産権に対する制限の程度には限界があること、 ③島嶼群という地域性によりドクターヘリが必要なこと、 ④傷病者の生命の尊厳等を勘案し、 景観行政としましては、当該病院の機能上必要となるヘリポートの高さがワカリジーを超えることについて了承した次第です。</p>

<p>景観まちづくり審議会からの答申について、病院側へ依頼を行っていると思うが、屋上レストラン以外の依頼に対する回答はどうなっているのか。</p>	<p>屋上レストランの下階への配置について、令和3年5月12日に回答文書を受理しています。</p> <p>本市からのその他の依頼につきまして、仁愛会に早急に回答をいただけないか依頼しており、早期に協議を進めていきたい。</p> <p>※令和3年5月28日に仁愛会より依頼への回答文書を受理。</p>
<p>病院側からの住民説明会について、十分な手続きがなされていない。また、景観に関する調整は、基本構想・基本設計の前など、変更が可能な時期に事業者は相談にいくものと考えるが、そのような手続きをなされたのか。</p>	<p>本市の景観まちづくり計画の「行為ごとの景観形成基準」に関する届出は、景観法第十八条（行為の着手の制限）に基づき、30日以上前に届出書を提出するよう求めています。そのため、当該病院新築移転に関する届出手続きにつきましては、景観法上、法的な問題はございません。</p> <p>しかしながら、景観行政としましては、より早い段階で景観に関する協議を行いたく、社会医療法人仁愛会及び設計者に資料の提出を求めると共に、景観誘導を行うべく協議を行ってきたところです。</p> <p>市が考える理想の事前協議の在り方としましては、「協議の開始時期を設計が容易に変更できる時期（基本計画・基本設計時）」と考えておりますが、当該案件のみならず、他の案件につきましても同様に、理想とする時期から事前協議を開始することが難しい状況です。そのため、現在、本市景観まちづくり計画の改定に取り組んでおり、大規模な建築物を対象とした事前協議を新たな制度として規定したいと考えております。</p>
<p>行為ごとの景観形成基準に、山よりも高い建物はダメ、大きいのは小さく分裂して建設とある、建物の規模・設計を踏まえ、景観まちづくり審議会が審議されたのか疑問である。再度、市民の疑問を聴いたうえで景観まちづくり審議会を行っていただきたい。</p>	<p>行為ごとの景観形成基準における建築物・工作物に係る高さの基準については、「多くの人が集まる主要な視点場から緑の稜線（スカイライン）が分断されないよう高さ、規模、形態を工夫する。」という定性的な基準となっており、本市が独自に設置している景観まちづくり審議会（第三者機関）の判断を仰ぎつつ、高さを低く（浦添グスクより低く）するよう規制・誘導を行ったところです。</p> <p>景観まちづくり審議会への再度の諮問に関しましては、当該病院の計画がどのように変更されるか確認し、判断したいと考えております。</p>

<p>美らまち推進課への情報公開について開示された資料は殆ど黒塗りであった、開示しない市の姿勢はおかしい。また、当該情報公開に関する審議会において、景観まちづくり審議会から付託されないまま、直接専門部会だけで結論を出す現在の手法は不適切である。改めるべき。</p>	<p>本市情報公開及び個人情報保護審査会から一部を除き公開すべきとの答申を受けたことから、開示資料について現在作業中であります。早急に対応したいと考えております。</p> <p>※令和3年5月26日に情報を開示しております。</p> <p>※なお、専門部会につきましては、市景観まちづくり審議会規則第7条にて、特定の事項を調査審議させるため、審議会に必要に応じ専門部会を置くことができると規定されています。今回、ご指摘がありました審議会に諮らずに直接に結論を出した案件については、本市の公共事業に関する意見聴取であります。今後は、開かれた行政を推進するためにも、議案の取り扱い方及び情報の開示について改めるよう取り組んでいきます。</p>
<p>景観まちづくり審議会からの答申について、病院側へ依頼を行っている全ての事項が調った後に工事に着手するよう指導すべきと考える。</p>	<p>本市からの依頼につきまして、仁愛会に早急に回答をいただけないか依頼しており、早期に協議を進めていきたい。</p> <p>※令和3年5月28日に仁愛会より依頼への回答文書を受理。</p>
<p>立体駐車場についてどうなっているのか。</p>	<p>当該地域で建築可能な付属駐車場の規模は、階数が2層3段以下かつ床面積が3,000㎡以下と制限されております。これを超える規模は、原則建築できませんが、建築基準法第48条ただし書きによる許可を得られれば建築が可能となります。</p> <p>現時点で正式な許可申請はなされておりませんが、当該許可についての事前の相談を受けております。</p> <p>その中で、当初事業者が提示した付属駐車場の計画は地上6層7段の計画と制限の規模を大きく超えていたことから、規模縮小についての協議を行い、現在、地上3層4段で計画を進めている旨の報告を受けています。今後、建築基準法に基づき手続きを行うものと考えております。</p>

<p>説明会資料3にグリーンベルトのカラー舗装とポストコーンを立て安全対策事例と写真で示していたが、対策として足りない。前田5号線の改良工事等、前田地域の安全安心のまちづくりをお願いしたい。</p>	<p>今回、前田15号線の拡幅事業を進めることにつきましては、浦添総合病院の移転に伴う交通量の増加が見込まれ、歩行者の安全が危惧されることによるものであります。周辺道路の安全対策としてグリーンベルト、ポストコーン等の設置を考えているところですが、簡易的な対策であることは承知しております。</p> <p>市としても安全確保のためには、歩道の設置が必要であると認識しておりますので前田15号線の拡幅事業を進めながら、前田5号線、前田線を通り県道241号線までの間も歩道設置事業として検討して参りたいと考えております。</p>
---	---

【その他意見】

- ・今回は市の対応が悪かった。
- ・今回の問題は、行政が市民への情報周知をしっかり行わなかったから。
- ・工事着工を止めてほしい。
- ・医療体制や人命救助の観点から病院建設に賛成。
- ・現在の浦添総合病院の近隣では、特に大きな事故はない。
- ・ヘリの騒音問題についても、人命を考えると受忍すべき。
- ・レストランは患者と家族の安らぎの場なので、最上階でよい。降下は残念。
- ・現在の場所での建て替えは、病院機能維持の面から不可能ではないか。
- ・跡地利用について、もっと市民にアンケートを取り、市民の声を聞いてほしい。
- ・浦添総合病院が用地取得前に説明会を行ったのはおかしい。
- ・再度の説明会を開催してほしい。